

特別障害者手当・障害児福祉手当

日常生活に常時特別の介護を必要とする障がい者(児)で、支給要件を満たす方には、特別障害者手当または障害児福祉手当が支給されます。

特別障害者手当

■**対象者** 身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護が必要で、次の①～⑦の障がいがある、在宅で20歳以上の特別重度障がい者

- ①両眼の視力がそれぞれ0.03以下または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上
- ③両上肢の機能に著しい障がい、両上肢のすべての指を欠く、両上肢のすべての指の機能に著しい障がいがある
- ④両下肢の機能に著しい障がい、両下肢を足関節以上で欠く
- ⑤体幹の機能に、座っていることができない程度か立ち上がることをできない程度の障がいがある
- ⑥前記①～⑤のほか、身体の機能の障がいまたは長

期にわたる絶対安静が必要な症状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態
⑦精神の障がいである前記①～⑥と同程度以上と認められる状態

■**手当の額** 月額2万7,980円

■**支給月** 2月・5月・8月・11月

■**支給制限** 次のいずれかに該当する方

- ・身体障がい者厚生施設等の社会福祉施設に入所している方
 - ・病院または診療所(介護老人保健施設含む)に3か月以上継続して入院している方
- ※障がいのある方ご本人またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が制限基準額以上であるときは、その年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。

障害児福祉手当

■対象者

次の①～⑩のいずれかに該当する、身体または精神に重度の障がいがあるため日常生活において常時特別な介護が必要な、在宅の20歳未満の方

- ①視力の良い方の眼の視力が0.02以下
- ②両耳の聴力が補聴器を使用しても音声を識別することができない
- ③両上肢の機能に著しい障がいがある
- ④両上肢のすべての指を欠く
- ⑤両下肢がまったく動かない
- ⑥両大腿を2分の1以上失っている
- ⑦体幹の機能に、座っていることができない程度の障がいがある
- ⑧前記①～⑦のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静が必要な症状が①～⑦と同程度以

上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態

⑨精神の障がいまたは最重度の知的障がいである前記①～⑧と同程度以上と認められる

⑩身体の機能の障がいや症状または精神の障がいがある場合であって、その状態が前記①～⑧と同程度以上と認められる

■**手当の額** 月額1万5,220円

■**支給月** 2月・5月・8月・11月

■**支給制限** 次のいずれかに該当する方

- ・受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上である
- ・対象者が肢体不自由児施設などに入所している
- ・対象者が障がいを支給事由とする年金給付を受けている

現況届の提出をお忘れなく

特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方は、毎年8月に現況届を提出していただきます。受給者の方には8月上旬に通知書を郵送します。忘れずに届出をしてください。

■**受付日時** 8月10日(木)～31日(木) ※平日の正午～午後1時及び祝祭日を除く。

■必要なもの

- ・現況届(特別障害者手当受給者の方のみ)
- ・令和4年中に受給した年金などの種類・受給額の分かる書類の写し(年金受給者のみ)
- ・所得証明書または住民税決定証明書(令和5年1月1日時点で下野市に住所がなかった方)

■**提出・問い合わせ先** 社会福祉課 ☎(32)8900

